

犬山市かわまちづくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 市の木曽川河畔空間における景観、歴史、文化及び観光資源を活かし、市、事業者、地域住民及び河川管理者が連携し、木曽川とこれにつながるまちとが一体となって魅力的な水辺空間を形成することで新たなにぎわい及び活力を創出する取組を推進するため、犬山市かわまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項についての協議を行う。

- (1) 国土交通省の定める「かわまちづくり」支援制度の登録を受けるために必要な「かわまちづくり計画」（以下「かわまちづくり計画」という。）の策定に関する事。
- (2) かわまちづくり計画の変更に関する事。
- (3) かわまちづくり計画に基づく事業の実施に関する事。
- (4) その他会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員の定数は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体の職員
- (3) 河川関係事業者
- (4) 商工関係事業者
- (5) 観光関係事業者
- (6) 地域住民
- (7) その他会長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を統括し、協議会の会議（次条から第8条までに
おいて「会議」という。）の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠け
たときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、会長及び副
会長が在任しないときの会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことがで
きない。

3 会長は、委員が会議に出席できない場合には、当該委員が指名す
る代理の者を会議に出席させることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出
席を求め、意見を聴くことができる。

(会議開催の事前公表)

第7条 協議会は、会議を開催しようとするときは、当該会議の開催
の日の7日前までに、会議に係る次に掲げる事項を市ホームページ
への掲載により公表するものとする。

(1) 日時

(2) 場所

(3) 議題

(4) 傍聴人の定員

(5) その他必要と認める事項

(会議録の作成及び公表)

第8条 協議会は、会議が終了したときは、会議録を作成し、市ホーム
ページへの掲載によりこれを公表するものとする。

(部会)

第9条 協議会は、第2条各号に掲げる協議事項のうち特定の事項を

専門的に協議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、委員のうちから会長が指名した者をもって充てる。

3 部会の会議は、必要に応じて会長又は副会長が招集する。

4 第6条から前条までの規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、経済環境部観光課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月21日から施行する。